

平成16年度「包括外部監査の結果報告書」による指摘事項等一覧

「繰出金・補助金・負担金等支出」の財務事務について

1 指摘事項

ページ等	指摘事項	措置状況	所管部署
P28 L5～L8 ④保険料の減免	申請書の添付書類が十分でないと思われるケースがあった。特に、退職等によって収入が無くなった場合の証明が不十分で、少なくとも離職票など退職したことを証明できる資料の提示を求め、必要に応じて現況を調査する必要があると思われる。	保険料の減免制度については、17年6月1日より「減免決定の取り扱い」を改定し、退職(リストラに限定)による減免申請では離職票及び雇用保険受給者証の提示を義務づけました。 (平成17年6月)	国民健康保険課
P28 L22～L29 ④保険料の減免	現行の取扱では、減免が認められる事由に該当すればその事由の発生時期にかかわらず年度の所得割保険料の全体が減免対象とされるため、収入のあった期間に納付すべき保険料も減免されてしまう。 収入がないことが減免の理由であるとすれば、収入があった期間の保険料は減免の対象とすべきではなく、収入がなくなった(もしくは申請が出された)以降の期間についてのみ減免されるべきであると考え。	保険料の減免制度については、17年6月1日より「減免決定の取り扱い」を改定し、減免申請のあった時から以降の月についてのみ、減免を行うこととしました。 (平成17年6月)	国民健康保険課
P29 L20～L25 ④保険料の減免	減免を認定する際には申請直近の1ヶ月の収入を対象にしていることから、減免の制度が予定している期間は年度ではなく月単位であると考えられる。実務的には、10期に分割した納期限があるので、この納期限ごとに判断し、申請があった、あるいは事由の発生した時以降の納期限分について減免を適用すれば、このような問題は少なくなると思われる。	保険料の減免制度については、17年6月1日より「減免決定の取り扱い」を改定し、減免申請のあった時から以降の月についてのみ、減免を行うこととしました。 (平成17年6月)	国民健康保険課
P34 L1～L9 ④現金残高の差額	各保険窓口では、収納用の釣り銭のほか、高額医療費貸付、出産一時金貸付、葬祭費貸付、還付金を扱っており、それぞれ毎に現金出納簿を作成しているが、現金はすべて一括して保管しているため、残高を検証するためには各出納簿の残高を合計する必要があるが、その合計も計算されていなかった。個々の出納取引は厳しくチェックするが、その出納の結果自らの管理下(ここでは手提げ金庫内)にあるべき残高がいくらで、実際の残高と一致しているか、という基本的な確認が行われていなかったことを示している。つまり、業務の結果を検証するという「管理」の意識が希薄であると思われる。	手提げ金庫内には、収納金と収納用の釣り銭だけが入っているのが本来であるため、窓口払いの現金を保管しない方向で管理します。 しかしながら水島・保健介護課では、収納金及び収納用の釣り銭の他に、高額貸付金、出産一時金、葬祭費、保険料還付金の保管が必要なため、次のように取扱うこととしました。 収納金については、これまでどおり領収済納付書と照合して現金出納簿に記載し、資金前渡金の処理については、平成16年8月から月末に精算報告後月初めに各出納簿の合計、窓口払いの現金、通帳残高を記載した前渡金確認明細を作成し、所属長まで報告を行って監理しています。(現金出納簿と残高がわかる通帳のコピーを添付) 今後、各所属単位でチェック体制を厳重に行い、公金の管理意識の徹底を図ります。 (平成17年6月)	国民健康保険課

ページ等	指摘事項	措置状況	所管部署
P40 L10～L11 ③不納欠損	滞納後2年間掛けても回収できるのは僅かであり、不納欠損に至る前に収納するためには少しでも早く対応することが必要であると言える。	<p>初期滞納へ少しでも早く対応するために、新規未納世帯に対して夜間電話催告や推進員による臨戸訪問を実施しています。また、分割納付の約束をすることで時効の中断を行い、不納欠損に至る前に収納するよう努めています。</p> <p>16年度の不納欠損額は7億2百万円と15年度の9億1千8百万円に比べて2億1千6百万円減少しました。 (平成17年6月)</p>	国民健康保険課
P53 L27～L29 ③滞納者への対応	悪質な滞納者には主として市の職員が対応し、状況によっては強い措置をとることが必要である。特に納付者間の公平を図るという観点からは、その他の未納・滞納以上に費用を掛けることも検討すべきである。	<p>悪質な滞納者については、市の職員が対応しており、期間を定めて呼び出し、折衝しています。平成16年度は、生命保険や預貯金を中心に106件80,795,306円の差押を実施しました。 (平成17年6月)</p>	国民健康保険課
P55 L11～L13 (3)管理を向上するために	現金残高は目視的に簡単に確認できるので、定期的に帳簿上の残高と照合したうえで、上司または第三者のチェックを受けるようにすべきである。	<p>現金残高については毎日チェックして、上司の確認を受けるようにいたしました。 (平成19年6月現在)</p>	国民健康保険課
P55 L14～L19 (3)管理を向上するために	管理すべき結果(③は現金残の合計、④は収納の結果としての滞納者の状態)を把握するための方法を用意していない例である。結果が把握できないと検証や評価ができないため、それぞれ作成するようにする必要がある。なお、滞納者リストのように資料的に膨大な量になる場合は、様式や作成方法(画面か紙か、全件か要約かなど)について、その後の利用方法を勘案して十分検討する必要がある。	<p>現在、現金は収納用の釣り銭のみとし、毎日残高を確認しております。また、滞納者については滞納整理支援システムにより滞納者の状態を把握し管理しております。 (平成19年6月現在)</p>	国民健康保険課
P55 L20～L24 (3)管理を向上するために	業務がどのように処理されて、その途中でどんなことがあり、今どのような状態にあって、どのように処理されたのかなどが把握できるようなシステムや体制をつくり、また「報連相」(報告・連絡・相談)を定着させる必要がある。	<p>推進員との連絡体制につきましては、週3回の集金引継ぎ時に個別折衝の結果をはじめとして、現状、経過についても引継ぎを行い、「報連相」を徹底しております。 (平成19年6月現在)</p>	国民健康保険課
P56 L8～L11 (4)加入者の公平を図るために	保険制度間の異動の場合、被保険者の加入・脱退の把握が難しく、国民皆保険制度のもとで無保険者を生む可能性がある。(4)加入者の公平を図るために。保険者間で異動の情報を相互に提供できるように制度改正を要望するなど、対策を検討されたい。	<p>全国市長会及び地元選出国會議員の市政懇談会等で、社会保険事務所の情報提供を可能とする制度改正を要望しています。 (平成17年6月)</p>	国民健康保険課

ページ等	指摘事項	措置状況	所管部署
P56 L16～L19 (4)加入者の公平を図るために	減免決定基準では減免の対象期間が明確にされていないため、対象事由の発生時期にかかわらず年度の保険料が減免対象となったり、納付済が未納付かによって減免額に差が生じるなどの問題があった。減免基準を見直して取扱を明確にする必要がある。	保険料の減免制度については、17年6月1日より「減免決定の取り扱い」を改定し、減免申請のあった時から以降の月についてのみ、減免を行うこととしました。 (平成17年6月)	国民健康保険課

平成16年度「包括外部監査の結果報告書」による指摘事項等一覧
「水道事業」の財務事務及び経営管理について

1 指摘事項

ページ等	指摘事項	措置状況	所管部署
P33 L14～L16 ハ 滞納未収金の個別状況の把握	延滞件数が非常に多いため、滞納者全てについて個別の状況を把握しその結果を受けて回収策を個別に指示するレベルに達しているとはいえない。まず、早期に延滞者との交渉記録を整備・充実すべきである。	交渉記録の整備・充実につきましては、オンラインシステムの特記項目画面への入力その他、パソコンで滞納者管理システムを作成し、管理を行っております。 (平成18年6月)	水道総務課
P34 L12 ⑦水道料金債権の消滅時効年数について	短期消滅時効に対する組織的体制を早期に整える必要がある。	平成17年12月に水道料金債権の管理及び消滅時効処理につきまして、処理方針を定め、併せて電算システムを修正し、2年での不納欠損処理と簿外資産管理を行うよう変更いたしました。なお、簿外資産として管理する水道料金の債権放棄につきましては、原則、永久の管理としますが、他都市の動向を踏まえ、債権放棄の条例制定も視野に入れ、債権放棄・免除の時期を検討します。 (平成18年6月)	水道総務課
P40 L30～L32 ①退職者に対する特別昇給について	本来であれば勤務成績が良好かどうかの判断が必要であり、判断の結果、勤務成績が良好な職員に対してのみ特別昇給が行われるべきである。	定年退職における特別昇給については、平成18年度より廃止することとしております。 (平成17年6月)	水道総務課
P43 L21～L24 ③特殊勤務手当について	全国的にも特殊勤務手当については過剰な手当として全廃あるいは見直しを行う動きがあり、倉敷市水道局においても平成13年度に一部見直しを行っているが、今後もこうした社会情勢から考えて、さらに検討を重ねる必要があると考える。	特殊勤務手当の見直しについては、平成17年4月1日より月額特殊勤務手当をすべて日額に変更すると共に、特殊勤務手当全般の見直しについて、5月19日に職員組合に協議の申し入れを行っております。 (平成17年6月)	水道総務課
P47 L25～L27 ①水道事業管理者の交際費	他の経費と同様に所定の手続に従い必要な書類を作成し、領収書等の証憑類も適切に保存するべきである。	交際費の支出については、担当参事の厳正な管理の下で、小口現金払いとし、支払回議書を作成します。証憑に関しても、担当参事の確認書を作成し、支払関係伝票に添付すると共に、領収書等も適切に保存します。 (平成17年6月)	水道総務課
P48 L12～L14 ②上級職に随行する際の旅費	規定の厳格な運用をめざし「必要と認めるとき」の判断基準を明確にするとともに、「真に必要と認められる」場合のみ上級職に準じた旅費を支給すべきである。	新たな判断基準として、複数人が随行する場合は、職員には通常旅費を支給することとし、上級職に単独で、会議等において専門知識をもって上級職を補佐する等の業務で随行する職員には上級職に準じた旅費を支給することとしました。 (平成17年6月)	水道総務課

ページ等	指摘事項	措置状況	所管部署
P51 L13～L15 C倉敷市への電 算処理業務に関 する業務委託	社会に対してより有用な情報を提供する意味で、内容的にも、金額的にも重要性がある当業務委託契約については他の契約と同様に決算書に開示すべきである。	平成16年度決算書より開示します。 (平成17年6月)	水道総務課
P56 L16～L19 イ 除却処理漏 れ資産・使用見 込みの無い遊休 資産の存在	有形固定資産実査の結果、下記の除却処理漏れ資産及び今後使用予定のない遊休資産が検出された。 従って、水道局の固定資産台帳と総勘定元帳は一致しているから、平成15年度現在における水道局の固定資産残高は、5,559千円過大計上されている。	監査人ご指摘の除却処理漏れ資産及び今後使用予定のない遊休資産については、平成18年度において除却処分又は簿外資産管理としました。 (平成19年6月現在)	水道総務課
P57 L16～L18 A固定資産実査 の制度化につい て	固定資産について財産管理がずさんな場合、その損失額が極めて大きくなるものである。水道局の場合も、約6百万円の過大計上があったわけである。 従って定期的に固定資産を実査すべきである。	固定資産管理につきましては、平成18年度から、各所属に所属別の固定資産明細書を送付し、各所属管理の固定資産を実査し、その結果報告を受けて固定資産台帳の整理を実施しています。 (平成19年6月現在)	水道総務課
P57 L27～L30 C現品シールの 活用	われわれの片島浄水場固定資産実査の際、資産を特定できるシールまたはプレートが不完全であったため、極力資産名等を確認したが、物によっては個別の識別ができず、例えば台帳の数量と現物の合計数量の一致をもって済まざるをえない場合もあった。固定資産実査とあわせて、制度化すべきである。	平成17年度において、固定資産個々の識別を容易にするため、「工具器具備品」科目のすべての固定資産にシールの貼付を行いました。 (平成18年6月)	水道総務課
P60 L4～L7 ④未収金の管理	明確な不良債権（回収不能債権）すら把握することなく、時効が到来するまで放置している現状は、債権の管理が不十分であり、また、決算書の未収金の適正表示を歪めているといわざるを得ない。	平成16年度に水道料金債権に関して、行政解釈が変更され、水道料金債権は私法上の債権であり民法第173条第1号が適用され、消滅時効は2年とされました。 これにともない、平成17年度決算時に時効中断の措置ができていない消滅時効期限の到来している料金債権について、会計上、不納欠損処理を行い、簿外資産とすることで、未収金の整理を実施しました。 さらに、料金債権管理システムの修正完了により平成18年8月から、消滅時効による不納欠損処理を毎月実施するとともに、インターネットでの官報情報有料検索サービスの情報により、企業倒産・自己破産等に伴う欠損処理、及び死亡等による欠損処理も毎月同時に実施しており、現在は毎月の試算表の段階で未収金を適正に表示しています。 (平成19年6月現在)	水道総務課
P61 L32 ～ P62 L2 ①現金実査	現金出納帳は、日々の入出金を発生した事実に基づいて正確に記帳し、現金出納帳の残高と実際の現金残高とが一致していることを常に確認しなければならない。	小口現金の管理は、発生した事実に基づき現金出納簿に正確に記帳し、還付に際して発生する小口現金の出納事務については、水道料金・下水道預り金の勘定科目別に記帳することとし、現金出納帳の残高と現金残高とが一致するようにいたしました。 (平成17年6月)	水道総務課

ページ等	指摘事項	措置状況	所管部署
P62 L11～L13 ②未使用領収書 用紙の取扱い	領収書が不正に使用されることがないよう、今後は帳簿に入庫した時点からの記録を残すと同時に、未使用の領収書用紙に関しては施錠できるところに厳重に保管すべきである。	領収書受払簿の記載を正確に行い、9月末と3月末の年2回、担当係長が、職員に払い出した領収書用紙の検査を行います。 更に、担当係長を帳票管理者に指定し、これらの取扱いについても職員に周知、徹底を図るとともに、一般帳票と区分して厳重に管理、保管します。 (平成17年6月)	水道総務課
P62 L21～L23 ③固定資産実査	管理課から移管された軽自動車1台及び自動2輪車1台があるが、固定資産台帳には記載がなかった。固定資産台帳上の移管が未処理であり、これらは総務課において修正を要する。	固定資産台帳の修正を行いました。 今後は、固定資産の移管手続を各所属に周知し、適正に処理します。 (平成17年6月)	水道総務課
P62 L25～L27 ③固定資産実査	玉島営業所所管になっていない長尾配水池が固定資産台帳に混在している。所管課は浄水課であるので固定資産台帳の記載誤謬であり、総務課において修正を要する。	固定資産台帳の修正を行いました。 今後は、固定資産台帳の記載には、正確性を期すと共に、定期的な実査を行い、記載内容の確認に努めます。 (平成17年6月)	水道総務課
P63 L3～L8 業務委託契約	1件、玉配委第3号、上郷ポンプ場（受水槽）配水池清掃業務委託が、予定価格を上回る、441,000円で落札されていた。これは予定価格作成者が消費税抜きの予定価格を設定する際に、予定価格と設計金額を取り違えたものである。予定価格より高い落札であって当該入札は無効である。 予定価格作成者のミスは起こりうる。これを防止する組織体制を欠くことが問題である。	現在、水道局発注の工事・建設コンサルタント業務等については、予定価格（設計金額）を事前公表しているため、このような問題は発生しません が、その他業務委託・修繕については、予定価格は非公表で入札を行っています。言うまでもなく、非公表の予定価格に関しては、機密の保持と厳正な管理が必要となり、予定価格書作成時においては、複数人の事前のチェックは不可能です。 現在は、入札執行時に、入札担当者が入札書比較価格の金額をチェックすることとし、このような誤りがないよう、適正な入札の執行を行っています。 (平成18年6月)	水道総務課
P64 L2～L5 ⑦未収金の管理	平成15年度不納欠損起案書を閲覧したところ、不納欠損明細書の不納欠損理由に「倒産」と記載されているが、その中には、単に支払っていない人の時効完成分も含まれていた。欠損理由が事実と異なっており、正確に記載しなければならない。	平成17年12月に水道料金債権の管理及び消滅時効処理につきまして、処理方針を定め、併せて不納欠損に係る処理マニュアルを作成し、欠損理由につきましては、十分に精査し、正確に記載しております。 (平成18年6月現在)	水道総務課

ページ等	指摘事項	措置状況	所管部署																				
P68 L25～L26 ②入札参加資格者・参加者数	水道局の工事は平均8,000千円であるから、設計金額の低い工事について入札参加数を増やすべきである。	<p>平成15年度の入札改革で、工事の各設計金額に対する指名業者数について、上限を廃止し、下限を引上げ競争性を高めました。</p> <p>さらに、平成19年度の入札改革で設計金額2,000万円以上の工事については、公募型（事後審査・郵送方式）競争入札を導入し、また、各設計金額に対する指名業者数の下限を次のとおり増加させました。</p> <table border="0"> <tr> <td>平成15年度改正時</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設計金額</td> <td>入札者数</td> </tr> <tr> <td>2,000万円以上1億円未満</td> <td>10者以上</td> </tr> <tr> <td>500万円以上2,000万円未満</td> <td>7者以上</td> </tr> <tr> <td>500万円未満</td> <td>5者以上</td> </tr> </table> <p>から</p> <table border="0"> <tr> <td>平成19年度改正</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設計金額</td> <td>入札者数</td> </tr> <tr> <td>2,000万円以上1億円未満</td> <td>12者以上</td> </tr> <tr> <td>500万円以上2,000万円未満</td> <td>9者以上</td> </tr> <tr> <td>500万円未満</td> <td>7者以上</td> </tr> </table> <p>（平成19年6月現在）</p>	平成15年度改正時		設計金額	入札者数	2,000万円以上1億円未満	10者以上	500万円以上2,000万円未満	7者以上	500万円未満	5者以上	平成19年度改正		設計金額	入札者数	2,000万円以上1億円未満	12者以上	500万円以上2,000万円未満	9者以上	500万円未満	7者以上	水道総務課
平成15年度改正時																							
設計金額	入札者数																						
2,000万円以上1億円未満	10者以上																						
500万円以上2,000万円未満	7者以上																						
500万円未満	5者以上																						
平成19年度改正																							
設計金額	入札者数																						
2,000万円以上1億円未満	12者以上																						
500万円以上2,000万円未満	9者以上																						
500万円未満	7者以上																						
P82 L22～L24 ③短期貸付金	貸付の期間は1年以内とされており、実際に返済されているため短期貸付金とされているが、貸付が継続して為されており、実態から判断すると長期貸付金で処理すべきである。	<p>平成18年度末及び平成19年度当初における一般会計への貸付実績は、平成19年3月23日から3月30日（7日間）と平成19年4月25日から5月2日（7日間）で、年度をまたがる継続的な貸し付けは行っていません。</p> <p>（平成19年6月現在）</p>	水道総務課																				
P94 L8～L10 6. 入札制度改革について	監査人は、入札は一般競争入札が原則であるが公募型指名競争入札による場合は、競争の公正性を確保するため、最低対象工事金額を引き下げること及び指名業者数を現状以上に増やすことが望ましいと考える。	<p>平成19年度の入札改革で設計金額2,000万円以上の工事については、条件付一般競争入札である公募型（事後審査・郵送方式）競争入札を導入しました。</p> <p>同制度での入札参加業者は、従来の公募型指名競争入札に比べ飛躍的に増加するものと見込んでいます。</p> <p>（平成19年6月現在）</p>	水道総務課																				

ページ等	指摘事項	措置状況	所管部署																								
P94 L21～L22 6. 入札制度改革について	監査人は、指名業者の事後公表、地域制限緩和による指名業者数増加が必要と考える。	<p> 本局における平成19年度の入札改革で、設計金額2,000万円以上の工事については、公募型（事後審査・郵送方式）競争入札を導入することとしました。 同制度は、一部の土木一式工事を除き全ての工事について市内業者における地域制限を撤廃しています。また、入札参加業者及び入札結果については、事後公表としております。 次に、設計金額2,000万円以下の工事については、従前どおり指名競争入札を実施しますが、各設計金額に対する指名業者数の下限を次のとおり増加させました。 </p> <table border="0"> <tr> <td>平成15年度改正時</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設計金額</td> <td>入札者数</td> </tr> <tr> <td>2,000万円以上1億円未満</td> <td>10者以上</td> </tr> <tr> <td>500万円以上2,000万円未満</td> <td>7者以上</td> </tr> <tr> <td>500万円未満</td> <td>5者以上</td> </tr> <tr> <td>から</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成19年度改正</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設計金額</td> <td>入札者数</td> </tr> <tr> <td>2,000万円以上1億円未満</td> <td>12者以上</td> </tr> <tr> <td>500万円以上2,000万円未満</td> <td>9者以上</td> </tr> <tr> <td>500万円未満</td> <td>7者以上</td> </tr> <tr> <td>(平成19年6月現在)</td> <td></td> </tr> </table>	平成15年度改正時		設計金額	入札者数	2,000万円以上1億円未満	10者以上	500万円以上2,000万円未満	7者以上	500万円未満	5者以上	から		平成19年度改正		設計金額	入札者数	2,000万円以上1億円未満	12者以上	500万円以上2,000万円未満	9者以上	500万円未満	7者以上	(平成19年6月現在)		水道総務課
平成15年度改正時																											
設計金額	入札者数																										
2,000万円以上1億円未満	10者以上																										
500万円以上2,000万円未満	7者以上																										
500万円未満	5者以上																										
から																											
平成19年度改正																											
設計金額	入札者数																										
2,000万円以上1億円未満	12者以上																										
500万円以上2,000万円未満	9者以上																										
500万円未満	7者以上																										
(平成19年6月現在)																											